

平成30年分所得税の確定申告 並びに、 平成31年度 町・県民税の申告相談日程表

▶申告会場=役場 3階 大会議室

▶申告相談時間=午前8時30分～正午 午後1時～5時

▶受付時間=午前7時40分～11時 午後1時～4時

日	付	地 区 名
2月18日	(月)	本郷台第1・第2・第3
2月19日	(火)	美里・ひがしはら・上郷1区・2区
2月20日	(水)	上郷3区・4区・5区・西蓼沼・並木
2月21日	(木)	東蓼沼西・東蓼沼東・中根・向川原・上文挾・西汗上東・露無
2月22日	(金)	東汗東・東汗西・西木代・磯岡
2月25日	(月)	西汗上西・西汗下
2月26日	(火)	下町3区・4区・5区・中町・大町
2月27日	(水)	上町・東館北部・日産アパート・日産寮
2月28日	(木)	三ツ家・常光坊・下町1区・2区・東館南部・泉町
3月 1日	(金)	井戸川・愛宕町・願成寺
3月 4日	(月)	峰町・睦洲・しらさぎ・マロニエプラザ
3月 5日	(火)	坂上本田・坂上河原・三本木・桃畑・友愛苑
3月 6日	(水)	上蒲生北部・上蒲生南部・上蒲生東・下蒲生
3月 7日	(木)	五分一・三村・雇用促進住宅・雇用促進住宅南・十三塚(仮称)上蒲生中央
3月 8日	(金)	大山第1・第2・第3・第4・天神町
3月11日	(月)	西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・間の田
3月12日	(火)	下神主・上神主・薄市・石田下坪・西田南・西田北・トータスホーム
3月13日	(水)	島崎・石田上坪・鞘堂・西浦・富士見台・県営かみのかわ住宅
3月14日	(木)	上梁・川中子1区・2区・3区・ゆうきが丘第1・第2・第3・第4・第5
3月15日	(金)	予 備 日

※期間中(特に休日申告相談日)は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。
また、会場の混雑具合によっては午前中の受付でも午後の申告になる場合がありますので、ご了承ください。
※できるだけ自治会割当日に申告くださるよう、ご協力をお願いします。

●休日申告相談

日	付	受 付 時 間 等
2月24日	(日)	申告相談時間 午前8時30分～正午 午後1時～4時 (受付時間 午前7時40分～11時 午後1時～3時)
3月 3日	(日)	

▶問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎69122

平成30年分所得税確定申告・平成31年度町県民税申告相談 役場3階大会議室で2月18日(月)～3月15日(金)まで

○申告しなければならない方

- ①平成30年中に営業、農業、不動産、配当、譲渡などの所得があった方
- ②給与所得者で、次に該当する方
 - ・給与の年収が2千万円を超える方
 - ・年の途中で退職等をして、年末調整をしていない方
 - ・年末調整後に、内容に変更が生じた方
 - ・2か所以上から給与等を受けている方
 - ・給与所得のほかに、①などの所得がある方
 - ・所得控除を受ける方
- ③公的年金受給者で、次に該当する方
 - ・公的年金収入以外に、所得がある方
 - ・所得控除を受ける方
- ④扶養控除・障がい者控除・社会保険料控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除・寄附金控除・雑損

控除など各種控除を受ける方

- ⑤国民健康保険の世帯主及び被保険者(ただし、どなたかの扶養になっている方、給与所得のみで年末調整を受けている方、年金収入のみの方は、申告の必要はありません)
- ※①～⑤に該当しない場合(例えば、給与所得のみで年末調整を受けている場合や、所得がなく家族の扶養になっている場合は、申告の必要はありません。)
- ※青色申告の方、損失申告の方、土地・建物・株式等の譲渡所得のあった方及び贈与・相続・消費税については、税務署に申告してください。なお、譲渡所得でも内訳書が事前に作成済みのものは町でも受け付けますので、申告期間前に税務課にご相談ください。

○申告に持参する主なもの

- ①申告者本人確認書類…番号確認・身元確認できる書類をそれぞれ持参してください。
 - ・マイナンバーカード(個人番号カード：顔写真付)をお持ちの方は、そのみ持参。
 - ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類・身元確認書類の両方を持参。
- 番号確認書類…通知カード又はマイナンバーが記載されている住民票のどちらか
 - 身元確認書類…運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障がい者手帳などのうちいずれか一つ

※ご家族が代理で申告に来る場合、申告者の本人確認書類のみご持参ください。来庁する家族の方の本人確認書類は不要です。

※税務署に申告書を郵送する方は、本人確認書類の写しを同封してください。

②申告書に扶養親族や専従者について記載する場合は、対象者の個人番号のわかるものをお持ちくださるようお願いいたします。

③印かん(口座振替の申し込みをされる方は、銀行の届出印)

④税務署からのお知らせハガキもしくは申告書(税務署から送付されている方)

⑤申告者名義の口座番号が分かるもの(確定申告での所得税の口座振替による納付又は、還付金の受領の口座振込を利用する方)

⑥平成30年中の所得を明らかにできる書類

- ・給与・報酬・賃金・年金等がある方は、源泉徴収票(原本)、支払調書(原本)
- ・営業・農業・不動産所得のある方は、収入及び経費が記載されている収支内訳書(申告前に記入し、必ず控えをとり大切に保管してください。用紙は税務署もしくは(は)町税務課に用意しております。)
- ・配当・一時・雑所得のある方はその所得の内容を証明する書類

⑦控除を受けるための証明書類

- ・国民年金保険料の控除証明書又は領収書
- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書又は納付額確認書(年金から天引きされている場合は、公的年金等の源泉徴収票に金額が記載されています。年金から天引きされている社会保険料は、本人以外の方では控除出来ません。)
- ・任意継続等の保険料の領収書又は証明書
- ・生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料等の控除証明書
- ・障がい者控除該当者は、障がい者手帳又は障がい者控除対象者認定書
- ・医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書
- ・寄附金控除、雑損控除を受ける方は証明書類
- ・住宅借入金等特別控除を受ける方は必要書類(広報1月号に詳細が掲載されていますので、ご確認ください。)

「確定申告」に関するお問い合わせ
 国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

「e-Tax」作成コーナーの操作
 についてのお問い合わせ
 e-tax作成コーナーヘルプデスク(0570-015901)
 【受付】月曜～金曜(祝日等及び12月29日～1月3日を除く)

確定申告のお知らせ

◇「確定申告書作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは、国税庁ホームページで検索・電話にてお問い合わせください。

◇「確定申告書作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは、国税庁ホームページで検索・電話にてお問い合わせください。

◇「確定申告書作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは、国税庁ホームページで検索・電話にてお問い合わせください。

確定申告のお知らせ

宇都宮税務署 確定申告会場のご案内

▶会場＝マロニエプラザ

▶開設期間＝2月18日(月)～3月15日(金)

(土、日曜日除く)ただし、2月24日(日)と3月3日(日)は開設します。

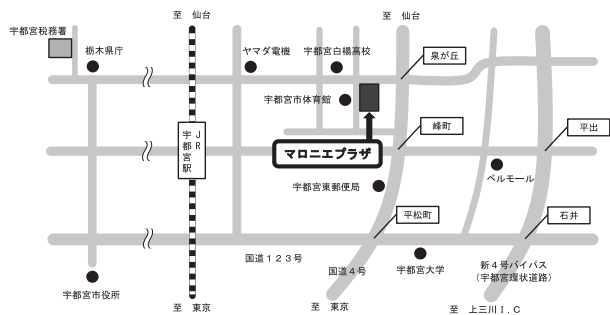
※上記開設期間中は、宇都宮税務署庁舎では申告相談を行っておりませんので、ご注意ください。

▶受付時間＝午前9時から午後4時まで

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。

なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。



《マロニエプラザ所在地》

宇都宮市元今泉6-1-37

〈徒歩〉 JR宇都宮駅東口から約15分

〈バス〉

・JR宇都宮駅西口9番のりば

越戸経由柳田車庫行・越戸経由松下電器前行 「白楊高校」下車(徒歩約3分)

・JR宇都宮駅東口4番のりば

東図書館経由平出工業団地行 マロニエプラザ前下車

▶問い合わせ先＝宇都宮税務署 ☎028(621)2151

○医療費控除を受けられる方へ

自己又は生計を同じくする配偶者や、その他親族のために支払った医療費があり、30年中に支払った金額から保険金等により補填される金額を控除した金額が、10万円(総所得金額等が200万円未満の方は、その額の5%)を超える場合に、医療費控除を受けることができます。

◇必要な書類等

※平成29年分の確定申告から医療機関等で発行された領収書は提出不要になりました。ただし、領収書は5年間保存する必要があります。

・医療費控除の明細書

医療費の領収書を「医療を受けた方」「医療機関」「支払医療費」の順に整理・計算し、記入したもの。支払った医療費に対し、保険金等で補填された金額があれば、併せて記入が必要です。用紙は税務課窓口にご用意しております。

◇医療費控除の対象とならないものの例

- ・健康診断や各種予防接種、美容整形の費用
- ・疾病予防や健康増進などの医薬品や、健康食品の購入費等
- ・入院中の身の回りの品
- ・診断書等の文書料
- ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金

○新築・購入・増改築等をした方は所得税の住宅借入金等特別控除申告を忘れずに

平成30年中に住宅ローンを利用して住宅を新築・購入・増改築等をした方は、一定の要件にあってはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

き、所得税が軽減されます。この特別控除を受けるには、最初の年に確定申告をする必要があります。控除を受けるための各種要件・必要書類については、宇都宮税務署☎028(621)2151又は町税務課におたずねください。広報1月号にも詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

○確定申告書や収支内訳書の控えは大切に保管しましょう

来年申告する際の参考資料になりますので、大切に保管してください。また、県や町、金融機関等への手続きの際に使用場合があります。

○町県民税申告についてのお知らせ

・所得税の確定申告をした方は、町県民税の申告は不要です。

・公的年金を受給している方へ

所得税の申告が不要である方(年収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の方)についても、町県民税の申告が必要となる場合や、申告により各種控除を追加することで、31年度町県民税が減額になる場合があります。

○申告をしなかったら・・・

- ・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の正しい計算ができません。
- ・国民年金保険料免除の申請や福祉・扶養・公営住宅関係の手続きなどに必要な証明等が行えません。

▶問い合わせ先＝税務課 住民税係

☎569122

配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

平成30年分確定申告から次のとおり改正されます。

1 配偶者控除

申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられないこととなりました。また、控除額に同じ、①900万円以下の場合は38万円(48万円)、②900万円超950万円以下の場合は26万円(32万円)、③950万円超1,000万円以下の場合は13万円(16万円)とされました(※)。

※()内の金額は、老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、12月31日現在の年齢が70歳以上の者)の場合となります。

2 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。詳細は、国税庁ホームページ「タックスアンサーNo.1195」をご覧ください。

なお、申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。